

令和2年3月市議会定例会議案件名

- 議案第 1 号 280MHz 防災行政情報配信システム等設置工事請負契約について
- 議案第 2 号 動産の取得について
- 議案第 3 号 白河市監査委員条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 白河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 白河市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 白河市中心間ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例
- 議案第 11 号 白河市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 白河市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 白河市生活交通バス条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 白河市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 白河市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 白河市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例
- 議案第 18 号 白河市中心小企業・小規模企業振興基本条例
- 議案第 19 号 白河市道路占用料徴収条例及び白河市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 20 号 白河市営住宅条例及び白河市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第 21 号 白河市語学指導を行う外国青年の給料等に関する条例を廃止する条例
- 議案第 22 号 東村優良雌牛振興基金の設置に関する条例を廃止する条例
- 議案第 23 号 本庁舎耐震補強及び大規模改修建築工事請負契約の一部変更について
- 議案第 24 号 小峰城跡（水懸口北面）石垣修復整備工事請負契約の一部変更について
- 議案第 25 号 市道路線の認定について

- 議案第 26 号 令和 2 年度白河市一般会計予算
- 議案第 27 号 令和 2 年度白河市国有林野払受費特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 2 年度白河市教育財産特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 2 年度白河市小田川財産区特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 2 年度白河市大屋財産区特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 2 年度白河市樋ヶ沢財産区特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 2 年度白河市土地造成事業特別会計予算
- 議案第 33 号 令和 2 年度白河市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 34 号 令和 2 年度白河市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 35 号 令和 2 年度白河市介護保険特別会計予算
- 議案第 36 号 令和 2 年度白河市地方卸売市場特別会計予算
- 議案第 37 号 令和 2 年度白河市水道事業会計予算
- 議案第 38 号 令和 2 年度白河市工業用水道事業会計予算
- 議案第 39 号 令和 2 年度白河市下水道事業会計予算
- 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 報告第 2 号 専決処分の報告について

令和2年3月市議会定例会議案要旨

- 議案第 1 号 280MHz防災行政情報配信システム等設置工事請負契約について
工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。
- 議案第 2 号 動産の取得について
280MHz防災行政情報配信システムに対応した防災ラジオ等を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。
- 議案第 3 号 白河市監査委員条例の一部を改正する条例
地方自治法の一部改正に伴い、引用する条項を整理するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 4 号 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
福島県人事委員会勧告に準じ、給料表を改定するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 5 号 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
福島県人事委員会勧告に基づく一般職員の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を変更するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 6 号 白河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
教職員のための健康管理医について、新たに学校健康管理医として位置づけ、その報酬の額を規定するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 7 号 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
福島県人事委員会勧告に基づく一般職員の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を変更するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 8 号 白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
福島県人事委員会勧告に基づく福島県職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、住宅手当の上限を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

- 議案第 9 号 白河市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例
会計年度任用職員の退職手当に関する事項を定めるため、所要の改正を行う
ものであります。
- 議案第 10 号 白河市中山間ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例
基金を設置した目的と同趣旨の多面的機能支払交付金事業が実施されている
ことから、当該基金を廃止するため、条例を廃止するものであります。
- 議案第 11 号 白河市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、引用
する条項を整理するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 12 号 白河市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金及び災害障
害見舞金の支給に関する事項について、調査及び審議するための機関を設置す
るなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 13 号 白河市生活交通バス条例の一部を改正する条例
高齢者等の生活交通バスの使用料及びその免除規定を改正するため、所要の
改正を行うものであります。
- 議案第 14 号 白河市印鑑条例の一部を改正する条例
成年被後見人も所定の要件を満たした場合は印鑑の登録を受けることができ
るようにするなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 15 号 白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
国民健康保険税の税率を引き下げるため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 16 号 白河市介護保険条例の一部を改正する条例
低所得者に対する保険料の軽減額を増額するため、所要の改正を行うもので
あります。
- 議案第 17 号 白河市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例
卸売市場法の一部改正及び福島県卸売市場条例の廃止に伴い、引用する条項
を整理するなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 18 号 白河市中小企業・小規模企業振興基本条例
中小企業者等の振興に関する基本理念及び基本的な事項を定め、その振興に

関する施策を推進し、本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することで、持続可能な地域社会の形成を図るため、この条例を制定するものであります。

議案第19号 白河市道路占用料徴収条例及び白河市都市公園条例の一部を改正する条例
道路法施行令の一部改正に準じ、道路占用料の額及び都市公園の使用料を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 白河市営住宅条例及び白河市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
民法の一部改正に伴い、連帯保証人による保証の上限額を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 白河市語学指導を行う外国青年の給料等に関する条例を廃止する条例
外国青年の身分が会計年度任用職員と位置づけられたことに伴い、条例を廃止するものであります。

議案第22号 東村優良雌牛振興基金の設置に関する条例を廃止する条例
事業の終了により当該基金を廃止するため、暫定施行条例を廃止するものであります。

議案第23号 本庁舎耐震補強及び大規模改修建築工事請負契約の一部変更について

議案第24号 小峰城跡（水懸口北面）石垣修復整備工事請負契約の一部変更について
上2議案については、各工事の請負契約の一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第25号 市道路線の認定について
市道路線の認定をするため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第26号 令和2年度白河市一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、31,120,000千円となり、前年度当初予算と比較して2,800,000千円増額となり、9.9%の増となりました。

歳入歳出款別内訳は、次のとおりであります。

歳入については、市税9,147,493千円、地方譲与税359,330千円、利子割交付金4,836千円、配当割交付金20,221千円、株式等

譲渡所得割交付金14,851千円、法人事業税交付金75,759千円、地方消費税交付金1,375,270千円、ゴルフ場利用税交付金25,608千円、環境性能割交付金28,390千円、地方特例交付金53,663千円、地方交付税6,494,014千円、交通安全対策特別交付金9,500千円、分担金及び負担金92,626千円、使用料及び手数料286,892千円、国庫支出金4,066,811千円、県支出金2,755,799千円、財産収入66,043千円、寄附金53,351千円、繰入金1,394,847千円、繰越金1千円、諸収入565,395千円、市債4,229,300千円となりました。

歳出については、議会費267,384千円、総務費3,447,687千円、民生費8,690,871千円、衛生費1,977,579千円、労働費13,185千円、農林水産業費2,386,974千円、商工費851,327千円、土木費3,540,446千円、消防費1,626,933千円、教育費4,460,264千円、災害復旧費701,153千円、公債費3,106,197千円、予備費50,000千円となりました。

事業の主なもの、次のとおりであります。

議会費

議会運営関係費 212,138千円

総務費

広報広聴事業関係費 1,837千円

市民会館跡地利用計画策定事業 12,395千円

公共交通対策費 101,261千円

空き家対策事業 6,173千円

定住・二地域居住推進事業 1,632千円

まちづくり・ひとづくり事業 8,560千円

ご当地ナンバー導入事業 1,114千円

庁舎耐震補強事業 1,053,264千円

RPA・AI導入推進事業 5,280千円

国勢調査費 25,600千円

民生費

ひきこもり自立支援事業	9, 6 3 7 千円
障がい福祉サービス支給事業	1, 0 2 2, 3 3 0 千円
地域生活支援事業	6 3, 5 9 0 千円
介護予防・生活支援事業	1 0, 9 2 6 千円
福祉・介護人材確保支援事業	4, 4 9 7 千円
地域包括支援センター整備事業	4, 2 8 0 千円
白河っ子未来応援計画策定事業	2, 9 1 5 千円
子育て短期支援事業	1 6 3 千円
白河っ子すくすく赤ちゃんクーポン券支給事業	2 4, 4 4 0 千円
病児保育事業	1 6, 7 2 3 千円
認定こども園整備事業	1 4 1, 7 6 9 千円
保育士確保対策事業	3, 0 0 0 千円
白河っ子応援！子育てなるほどバスツアー事業	2 8 千円
児童手当支給事業	9 5 4, 7 2 4 千円
民営保育園等子ども・子育て支援給付事業	9, 0 4 8 千円
民営保育園等施設型給付事業	6 7 4, 6 7 2 千円
母子家庭等対策総合支援事業	1 5, 5 0 5 千円
ひがし保育園建設事業	2 8 1, 0 9 6 千円
放課後児童クラブ運営費	1 5 5, 3 2 5 千円
生活保護扶助費	6 7 9, 0 8 1 千円

衛生費

予防接種事業	1 9 7, 8 7 2 千円
母子健やか支援事業	6 5, 6 6 3 千円
妊産婦医療費助成事業	1 0, 3 6 0 千円
健康教育事業	4, 7 2 2 千円
健康診査事業	8 4, 9 9 6 千円
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	7, 8 0 0 千円
地域医療体制支援事業	4 2, 5 0 0 千円

景観まちづくり美化推進事業	310千円
環境保全促進事業	253,732千円
除染対策費	173,910千円
労働費	
雇用機会確保事業	8,015千円
農林水産業費	
農畜産物6次化・ブランド化推進事業	7,832千円
白河の大地が君を待つ！就農全力バックアップ事業	43,309千円
人・農地プラン作成事業	2,650千円
白河市産米消費拡大及び魅力発信事業	8,084千円
農業法人参入促進事業	200千円
震災対策農業水利施設整備事業	224,660千円
農業用施設整備“結”支援事業	32,000千円
多面的機能支払交付金事業	204,793千円
農業水路等長寿命化・防災減災事業	74,680千円
緊急自然災害防止対策事業（農業用施設）	183,000千円
農地耕作条件改善事業	89,092千円
有害狩猟鳥獣捕獲事業	14,911千円
森林環境交付金事業	4,167千円
ふくしま森林再生事業	158,348千円
緊急自然災害防止対策事業（林業施設）	20,000千円
商工費	
商工業振興対策事業	115,360千円
中心市街地活性化事業	15,272千円
（仮称）物産交流センター整備事業	6,188千円
omochaフリマ事業	650千円
産業プラザ運営費	21,593千円
起業・創業支援事業	21,903千円
若者定着産業力強化事業	41,273千円

観光イベント事業	12,200千円
南湖公園魅力再発見事業	5,132千円
フィルム・コミッション事業	3,426千円
土木費	
木造住宅耐震改修助成事業	1,000千円
来て「しらかわ」住宅取得支援事業	12,800千円
結婚新生活支援事業	1,800千円
しらかわセーフロード事業	150,000千円
除雪費	100,000千円
街灯LED化整備事業	41,800千円
園児の散歩道安全対策事業	10,000千円
道路改良事業（交付金）	948,178千円
緊急自然災害防止対策事業（河川）	103,000千円
景観形成事業	3,911千円
歴史と伝統を活かしたまちづくり事業	22,556千円
宅地耐震化推進事業	15,676千円
街路事業（交付金）	222,491千円
公営住宅ストック総合改善事業	116,248千円
消防費	
常備消防費	731,778千円
消防団運営事業	111,231千円
消防施設整備事業	28,177千円
災害対策事業	753,596千円
教育費	
奨学資金関連事業	37,371千円
学校図書館利活用推進事業	34,425千円
特別支援教育推進事業	91,506千円
ICT教育推進事業	10,440千円
大信地域小学校統合事業	2,404千円

I C T 教育環境整備事業（小学校・中学校計）	4 1, 9 1 9 千円
就学援助費（小学校・中学校計）	7 6, 3 7 5 千円
白河第二中学校建設事業	1, 0 6 6, 5 4 5 千円
認定こども園整備事業	6 7, 6 7 2 千円
文化振興費	1 4, 0 0 4 千円
小峰城史跡整備事業	2 2 1, 9 5 0 千円
中山義秀記念文学館一般管理費	1 7, 7 5 3 千円
文化交流館管理運営費	1 7 3, 9 1 9 千円
文化創造推進事業	8, 9 4 0 千円
市民オーケストラ設立準備事業	2, 5 0 0 千円
東京 2 0 2 0 オリンピック・パラリンピック開催事業	1, 7 9 7 千円
災害復旧費	
道路橋りょう補助災害復旧事業（過年災）	4 5 5, 5 1 3 千円
文化財補助災害復旧事業（過年災）	2 4 5, 6 3 4 千円

(2) 継続費

継続費の経費の総額及び年割額を定めるものであります。

(3) 債務負担行為

債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるものであります。

(4) 地方債

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

(5) 一時借入金

一時借入金の最高額を 3, 5 0 0, 0 0 0 千円と定めるものであります。

(6) 歳出予算の流用

歳出予算の各項において流用することができる経費を定めるものであります。

議案第 2 7 号 令和 2 年度白河市国有林野払受費特別会計予算

予算総額は、1 8 7 千円となり、前年度当初予算と同額となりました。

歳入については、分担金及び負担金 1 3 1 千円、繰入金 5 6 千円となり、歳出については、総務費 1 8 7 千円となりました。

議案第28号 令和2年度白河市教育財産特別会計予算

予算総額は、868千円となり、前年度当初予算と比較して6千円減額となり、0.7%の減となりました。

歳入については、財産収入245千円、繰入金623千円となり、歳出については、総務費868千円となりました。

議案第29号 令和2年度白河市小田川財産区特別会計予算

予算総額は、2,852千円となり、前年度当初予算と比較して2,160千円増額となり、312.1%の増となりました。

歳入については、使用料及び手数料2千円、財産収入53千円、繰入金2,797千円となり、歳出については、管理会費144千円、財産費2,608千円、予備費100千円となりました。

議案第30号 令和2年度白河市大屋財産区特別会計予算

予算総額は、779千円となり、前年度当初予算と比較して377千円増額となり、93.8%の増となりました。

歳入については、使用料及び手数料2千円、財産収入2千円、繰入金775千円となり、歳出については、管理会費137千円、財産費542千円、予備費100千円となりました。

議案第31号 令和2年度白河市樋ヶ沢財産区特別会計予算

予算総額は、470千円となり、前年度当初予算と比較して37千円減額となり、7.3%の減となりました。

歳入については、財産収入11千円、繰入金459千円となり、歳出については、管理会費137千円、財産費233千円、予備費100千円となりました。

議案第32号 令和2年度白河市土地造成事業特別会計予算

予算総額は、48,242千円となり、前年度当初予算と比較して1,734千円減額となり、3.5%の減となりました。

歳入については、財産収入48,242千円となり、歳出については、土地造成事業費48,242千円となりました。

議案第33号 令和2年度白河市国民健康保険特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、5,611,012千円となり、前年度当初予算と比較して19,431千円増額となり、0.3%の増となりました。

歳入については、国民健康保険税964,437千円、使用料及び手数料1千円、国庫支出金1千円、県支出金3,883,453千円、繰入金753,740千円、繰越金1千円、諸収入9,379千円となり、歳出については、総務費140,140千円、保険給付費3,886,177千円、国民健康保険事業費納付金1,473,751千円、財政安定化基金拠出金1千円、保健事業費79,937千円、公債費1千円、諸支出金11,005千円、予備費20,000千円となりました。

(2) 一時借入金

一時借入金の最高額を200,000千円と定めるものであります。

(3) 歳出予算の流用

歳出予算の各項において流用することができる経費を定めるものであります。

議案第34号 令和2年度白河市後期高齢者医療特別会計予算

予算総額は、664,636千円となり、前年度当初予算と比較して51,574千円増額となり、8.4%の増となりました。

歳入については、後期高齢者医療保険料498,813千円、使用料及び手数料2千円、繰入金163,617千円、繰越金1千円、諸収入2,203千円となり、歳出については、総務費8,330千円、後期高齢者医療広域連合納付金651,106千円、諸支出金2,200千円、予備費3,000千円となりました。

議案第35号 令和2年度白河市介護保険特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

予算総額は、5,829,774千円となり、前年度当初予算と比較して2,363千円減額となりました。

歳入については、介護保険料1,137,458千円、使用料及び手数料

1千円、国庫支出金1,324,413千円、支払基金交付金1,506,077千円、県支出金851,047千円、財産収入1千円、繰入金1,010,708千円、繰越金1千円、諸収入68千円となり、歳出については、総務費104,388千円、保険給付費5,377,042千円、地域支援事業費343,290千円、基金積立金1千円、諸支出金2,053千円、予備費3,000千円となりました。

(2) 一時借入金

一時借入金の最高額を240,000千円と定めるものであります。

(3) 歳出予算の流用

歳出予算の各項において流用することができる経費を定めるものであります。

議案第36号 令和2年度白河市地方卸売市場特別会計予算

予算総額は、22,308千円となり、前年度当初予算と比較して1,998千円増額となり、9.8%の増となりました。

歳入については、使用料及び手数料3,785千円、繰入金18,516千円、諸収入7千円となり、歳出については、卸売市場費12,880千円、公債費9,128千円、予備費300千円となりました。

議案第37号 令和2年度白河市水道事業会計予算

(1) 業務の予定量

業務の予定量は、給水戸数23,400戸、年間総配水量7,336,500m³、1日平均配水量20,100m³、主な建設事業の概要として改良費669,027千円と定めるものであります。

(2) 収益的収入及び支出の予定額

収益的収入については、営業収益1,127,879千円、営業外収益162,966千円、特別利益1千円を予定し、その予定総額を1,290,846千円と定めるものであります。

収益的支出については、営業費用1,162,739千円、営業外費用95,188千円、特別損失1,100千円、予備費5,000千円を予定し、その予定総額を1,264,027千円と定めるものであります。

(3) 資本的収入及び支出の予定額

資本的収入については、企業債280,000千円、他会計補助金50,273千円、工事負担金144,900千円、国庫補助金18,000千円を予定し、その予定総額を493,173千円と定めるものであります。

資本的支出については、建設改良費669,027千円、企業債償還金274,874千円、予備費1,000千円を予定し、その予定総額を944,901千円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額451,728千円は、過年度分損益勘定留保資金25,332千円、当年度分損益勘定留保資金267,948千円、建設改良積立金100,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額58,448千円で補填するものであります。

(4) 企業債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

(5) 一時借入金

一時借入金の限度額を280,000千円と定めるものであります。

(6) 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額の流用を同一款内でこれらの経費の各項間の流用と定めるものであります。

(7) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費

議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費100,534千円、交際費50千円と定めるものであります。

(8) 他会計からの補助金

補助を受ける会計名、理由及び金額を定めるものであります。

(9) たな卸資産の購入限度額

たな卸資産の購入限度額を8,000千円と定めるものであります。

議案第38号 令和2年度白河市工業用水道事業会計予算

(1) 業務の予定量

業務の予定量は、給水事業者数3社、年間総配水量124,100^m³、1日平均配水量340^m³と定めるものであります。

(2) 収益的収入及び支出の予定額

収益的収入については、工水営業収益 8,419 千円、工水営業外収益 54,167 千円を予定し、その予定総額を 62,586 千円と定めるものであります。

収益的支出については、工水営業費用 48,081 千円、工水営業外費用 13,505 千円、予備費 1,000 千円を予定し、その予定総額を 62,586 千円と定めるものであります。

(3) 資本的収入及び支出の予定額

資本的収入については、他会計補助金 30,027 千円を予定し、その予定総額を 30,027 千円と定めるものであります。

資本的支出については、企業債償還金 64,697 千円を予定し、その予定総額を 64,697 千円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 34,670 千円は、過年度分損益勘定留保資金 21,300 千円及び当年度分損益勘定留保資金 13,370 千円で補填するものであります。

(4) 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額の流用を同一款内でこれらの経費の各項間の流用と定めるものであります。

(5) 他会計からの補助金

補助を受ける会計名、理由及び金額を定めるものであります。

議案第 39 号 令和 2 年度白河市下水道事業会計予算

(1) 業務の予定量

業務の予定量は、水洗化戸数 17,448 戸、年間総処理水量 4,709,443 m³、1 日平均処理水量 12,902 m³、主な建設事業の概要として管路新設工事 491,700 千円、機能強化工事 115,200 千円、浄化槽設置工事 43,871 千円と定めるものであります。

(2) 収益的収入及び支出の予定額

収益的収入については、営業収益 770,458 千円、営業外収益 1,644,678 千円、特別利益 3 千円を予定し、その予定総額を 2,415,139 千円と定めるものであります。

収益的支出については、営業費用2,084,056千円、営業外費用284,057千円、特別損失39,583千円、予備費3,000千円を予定し、その予定総額を2,410,696千円と定めるものであります。

(3) 資本的収入及び支出の予定額

資本的収入については、企業債450,500千円、他会計補助金654,410千円、国及び県補助金254,358千円、受益者負担金及び分担金12,195千円、工事負担金19,626千円、その他資本的収入42,726千円を予定し、その予定総額を1,433,815千円と定めるものであります。

資本的支出については、建設改良費765,861千円、企業債償還金1,169,687千円、予備費1,000千円を予定し、その予定総額を1,936,548千円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額502,733千円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

(4) 特例的収入及び支出

当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ173,199千円及び560,314千円と定めるものであります。

(5) 債務負担行為

債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めるものであります。

(6) 企業債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

(7) 一時借入金

一時借入金の限度額を500,000千円と定めるものであります。

(8) 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額の流用を同一款内でこれらの経費の各項間の流用と定めるものであります。

(9) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費

議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費94,314千円と定めるものであります。

(10) 他会計からの補助金

補助を受ける会計名、理由及び金額を定めるものであります。

報告第 1 号 専決処分の報告について

報告第 2 号 専決処分の報告について

上2報告については、交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。